

京都市区の所管区域条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第33号）（文化市民局市民生活部区政推進課）

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第二地区土地区画整理事業の換地処分に伴い、伏見区の所管区域内において、次のとおり新たに町が設置されるとともに、町の区域が変更されるため、規定を整備することとしました。

1 新たに設置される町

北寝小屋町、南寝小屋町、下鳥羽東柳長町、下鳥羽西柳長町、下鳥羽南柳長町、下鳥羽北三町、下鳥羽中三町、下鳥羽南三町、下鳥羽北円面田町、下鳥羽中円面田町、下鳥羽南円面田町及び下鳥羽南六反長町

2 他の町に編入される町

寝小屋町、下鳥羽柳長町、下鳥羽三町、下鳥羽円面田町、下鳥羽須釜町及び下鳥羽松若町

この条例は、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第二地区土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行することとしました。

京都市区の所管区域条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 棚本頼兼

京都市条例第33号

京都市区の所管区域条例の一部を改正する条例

京都市区の所管区域条例の一部を次のように改正する。

伏見区の所管区域中「寝小屋町」を「北寝小屋町、南寝小屋町」に、「下鳥羽柳長町、下鳥羽三町」を「下鳥羽東柳長町、下鳥羽西柳長町、下鳥羽南柳長町、下鳥羽北三町、下鳥羽中三町、下鳥羽南三町」に、「下鳥羽円面田町」を「下鳥羽北円面田町、下鳥羽中円面田町、下鳥羽南円面田町」に改め、「下鳥羽六反長町」の右に「、下鳥羽南六反長町」を加え、「、下鳥羽須釜町、下鳥羽松若町」を削る。

附 則

この条例は、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第二地区土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

（文化市民局市民生活部区政推進課）